

栃木県脳卒中地域拠点医療機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県における脳卒中地域拠点医療機関（以下「拠点医療機関」という。）の指定に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 拠点医療機関とは、本県に多い脳卒中について、二次保健医療圏等の地域単位（以下「地域」という。）で脳卒中診療の中心的な医療機関として地域の医療機関と密接な連携を図り、脳卒中に関する情報の拠点として、地域内の保健事業等への協力を行うものとする。

(指定方法)

第3条 拠点医療機関の指定にあたっては、栃木県保健医療計画との整合性を図りつつ、地域に1、2箇所程度を目安に指定することとする。

2 医療機関で拠点医療機関の指定を希望するものは、別記様式1により、指定要件を満たすことを確認できる書類等を添付して知事あて申し出ることとする。

3 知事は、申し出のあった医療機関について、指定要件の内容を調査し、指定要件を満たすと認めた場合には、脳卒中地域拠点医療機関として指定する。

(指定要件)

第4条 拠点医療機関は、栃木県内に住所を有し、情報提供体制、研修体制、診療体制について、別添「脳卒中地域拠点医療機関の選定基準」を満たす体制を有する医療機関であること。

(関係機関等への周知等)

第5条 知事は、拠点医療機関を指定した場合には、当該医療機関あて指定通知書を交付するとともに、市町村、医師会等の関係機関へその旨を通知し、周知を図るものとする。

(指定辞退の申出)

第6条 拠点医療機関は、指定後、第4条に定める指定要件に該当しなくなった場合には、別記様式2により、知事あて申し出るものとする。

2 知事は、前項の申し出があった場合には、市町村、医師会等の関係機関へその旨を通知し、周知を図るものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、拠点医療機関の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成15年10月14日から適用する。

附 則

この要綱は平成17年 4月1日から適用する。